

## 株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

2019年7月9日

株式会社証券保管振替機構

### 1. 改正趣旨

本年7月16日に、株式等の決済期間短縮化（T+2化）が実施されることに伴い、「株式等の振替に関する業務規程」（以下「規程」という。）及び「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部について所要の改正を行う。

### 2. 改正概要

(1) 株式等の決済期間短縮化に伴い、単元未満株式の買取請求及び売渡請求の手続を定めている規定について、文言の修正等の所要の改正を行う。（規程第65条及び第70条並びに規則第82条及び第90条）

(2) 株式等の決済期間短縮化に伴い、一部の振替新株予約権（行使と同日に市場での株式売却が想定されているもの）について、行使の日程を通常よりも短縮化することが想定されていることを踏まえ、行使の日程を定めている規定について所要の改正を行う。（規則第346条及び第347条）

### 3. 施行日

2019年7月16日から施行する。

以 上